

愛別町外3町塵芥処理組合

【愛別町・上川町・当麻町・比布町】

ごみ分別の 手引き

令和版



ごみ分別の手引き【保存版】

令和8年 上川町改訂版

富沢衛生センター利用について

- ごみ処理手数料は窓口での現金精算となります。(ごみ証紙不可)
- 1日の搬入量を制限させていただきます。
(廃棄物を4t車以上で搬入される際は事前にセンターまで連絡が必要です。)
- 搬入の際は、ごみが飛散しないようにシート等で覆うとともに、スピードダウン等、施設周辺の方々への配慮をお願いします。
- 搬入されたごみは、誤廃棄防止のため、搬入者ご自身で所定の位置に降ろしてください。
- 混載で搬入される場合は、降ろしやすいように、種類別(燃やせる、燃やせない等)に積み込み搬入してください。
- 分別が悪い場合には、受入をお断りする場合があります。
- 受付時に必ず住所等の確認を行いますのでご了承ください。
- 構成町(愛別町・上川町・当麻町・比布町)のごみ以外は受入できません。
(ただし愛玩動物を除く。)
- 受付順に順次処理を行いますが、搬入物によっては順番が前後する場合がありますのでご了承ください。
- 長さや大きさ等、規格に合わない物は受入できません。
- 危険性のある物は受入できません。



(消火器、LPガスボンベ、廃油、農薬、毒劇物など)

- 場内は混雑しますので、互いに譲り合い余裕を持って行動してください。
- 当施設内で起きました事故等につきましては一切の責任を負いません。
- 事業者から排出される廃棄物については、別冊「【事業者向け】ごみ処理ガイド」も合わせてご覧ください。

<お問い合わせ先>

愛別町外3町塵芥処理組合(富沢衛生センター)

電話 01658-6-5194 / Fax 01658-6-4422

ごみ処理手数料について

～窓口での現金精算となります～

一般廃棄物

- 家庭系…100kgまで400円 [100kg超える10kg毎に40円加算]
- 事業系…100kgまで600円 [100kg超える10kg毎に60円加算]

産業廃棄物

- 農業系廃プラスチック類、農業系金属くず
…100kgまで1,000円 [100kg超える10kg毎に100円加算]
- 事業系廃ビニール類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、がれき類
…100kgまで1,500円 [100kg超える10kg毎に150円加算]
- 農業系廃プラスチック類のうち再資源化できないもの、滑り防止撒き砂
…100kgまで2,000円 [100kg超える10kg毎に200円加算]
- 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
廃石膏ボード、サイディング
…100kgまで3,000円 [100kg超える10kg毎に300円加算]
- グラスール(紙付き)、発泡スチロール・ウレタン類
…100kgまで8,000円 [100kg超える10kg毎に800円加算]
- グラスール、選別不能物、その他
…100kgまで5,000円 [100kg超える10kg毎に500円加算]

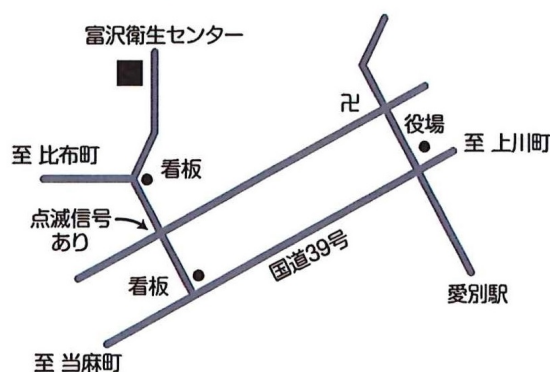
※100kg未満の搬入であっても、100kgまでの料金はかかります。

受付時間について

- 月～金 / 午前8時30分～午後4時30分

※休み / 土曜・日曜・祝日
年未年始
(12月30日午後～1月5日)

12月30日以外が年内最終受入日の
場合も正午までの受入となります。



他人のごみは搬入できません

～排出者ご本人で搬入してください～

■他人のごみは搬入できません 排出者ご本人が直接搬入してください



家庭から出るごみを「排出者本人・家族」、または、事務所から出るごみを「経営者若しくは従業員」に代わって他人がごみを搬入することは、一部の業者などを除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されております。ご本人が車の運転が出来ない場合などは、ご本人が必ず同乗のうえ、搬入してください。

なお、家庭から出るごみを親族が代わりに搬入しなければならない等、特別な理由がある場合は、事前に当センターまでご相談ください。

※無許可で廃棄物の収集運搬を行うと「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条」により刑事罰が科せられます。(5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金又はこの併科)

■受付時に必ず聞き取りを行います

係員が搬入受付時に住所等の聞き取り及び内容物の確認を必ず行います。場合によっては本人確認のため運転免許証などの身分証明書の提示をお願いすることもあります。

無許可の違法な収集運搬業者と疑われる場合は、更に厳密な聞き取りを行います。無許可であると判明した場合は受入を断り、警察へ通報することもあります。

係員の指示に従わない場合は受入をお断り致しますのでご了承ください。



小動物搬入について

搬入されました愛玩動物は大切に取扱いさせていただきます

小動物搬入料金(窓口での現金精算となります)

- 酪畜業以外から出る大動物の解体物 … 1頭分相当/2,500円
- 大型犬 …… 1匹/1,200円 (構成町外 3,300円)
- 中型犬 …… 1匹/ 600円 (構成町外 2,000円)
- 小型犬・猫等 … 1匹/ 300円 (構成町外 1,300円)
- 小鳥等小動物 … 1匹/ 200円 (構成町外 700円)

搬入に際してご注意ください

- 箱などに入れて搬入してください。使用していた毛布等に包んで搬入いただいても構いません。
- 少量であればペットフード等も添えていただいても構いません。ただし金属製の愛用品等の焼却はできません。
- 搬入された愛玩動物は、専用の保管庫で一時保管した後、専用の焼却炉において合同で火葬します。また合同で火葬することから詳細な日程のお知らせ及び遺骨等を拾う事はできません。ご了承ください。
- 商業目的の小動物は搬入できませんのでご注意ください。
例) ペットショップ、ブリーダー等

小動物合同慰霊祭について

- 日 時：毎年 10月第1 金曜日 午後3時～
- 場 所：愛別町外3町塵芥処理組合(富沢衛生センター)

※ご光臨に際しまして献花、玉串料等は一切必要ありません。

お時間が許されます方はご参列ください。

※愛玩動物を搬入された際にご案内を致しますが、郵送等での案内は行っておりませんのでご了承ください。

収集料金について

次のとおり「ごみ証紙」を貼ってください。

●燃やせるごみ、燃やせないごみ

▶ 1袋(10kg相当) 【家庭系】40円・【事業系】60円

●粗大ごみ

▶ 10kg相当 【家庭系】40円・【事業系】60円

●有害ごみ、資源ごみ

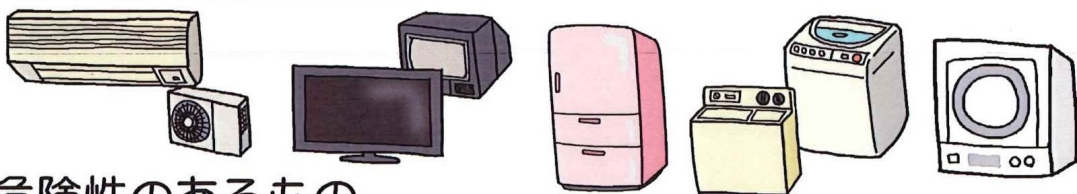
▶ 無料

※「ごみ証紙」は取り扱い店において、お買い求めください。

町が収集しないもの

■家電リサイクル法(特定家庭用機器再生商品化法)で指定された対象機器

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類用乾燥機



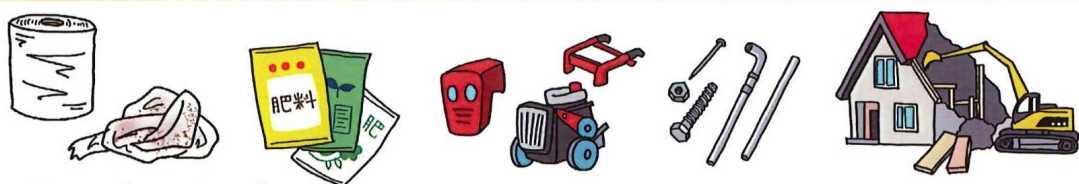
■危険性のあるもの

消火器、LPガスボンベ、廃油、農薬、毒劇物、感染性医療廃棄物など



■産業廃棄物(直接、富沢衛生センターに搬入してください。)

農業用廃ビニール、農業用機械、金属くず、工作物の新築・解体に伴う廃棄物など



■死亡したペット(直接、富沢衛生センターに搬入してください。)

ごみの出し方

1 正しい分別

分別区分に従って正しく分別してください。



2 中身の見える袋

透明または半透明の袋に入れてごみ証紙を貼って出してください。



3 収集日を守る

収集日は地域・曜日によって異なります。正しい曜日を確認してください。



4 ごみステーション

決められた場所に
当日8:30までに
出してください。
みんなのステーションです。
きれいに使い
ましょう。



収集等に関するお問い合わせ先

- ごみの収集・排出について
(お住いの町の役場)
- ごみステーションに関すること
- 公道上での動物の死骸に関する
こと
- 不法投棄を見つけた際の連絡
- 排出のマナーの指導
- その他、収集・排出に関すること

《お問い合わせ先》

- ・愛別町税町民課生活環境係
代表：01658-6-5111
- ・上川町税務住民課住民グループ環境衛生係
代表：01658-2-1211
- ・当麻町税務住民課環境生活係
代表：0166-84-2111
- ・比布町税務住民課住民環境係
代表：0166-85-2111

ペットボトル(資源ごみ)について

ペットボトルの出し方

① マークの確認

ラベル部分とボトル部分に、このマークがついています。



※ラベルは剥がさなくても構いません。

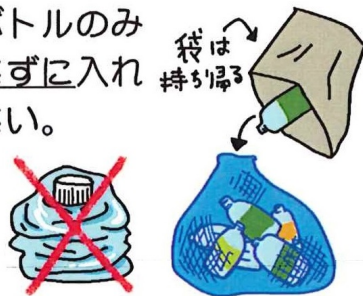
② キャップをはずし 中をゆすぐ

キャップをはずして
中をよくすすぎ、
乾かしてください。



③ ボトルの回収

回収ネット等に入れるときは
ペットボトルのみ
をつぶさずに入れ
てください。



④ キャップの扱いについて

キャップははずして
分別してください。



※詳細はお問い合わせください。

絶対に混ぜないでください



ペットボトル以外の容器類

- PET以外の容器
- トレー、卵の容器
- 洗剤容器
- 食用油などに使用された容器



ペットボトルに異物を入れたもの

- たばこ、ガムなどの異物が入っているもの
- 薬品入れなどに使用したもの
- 工作などに使用したもの



有害ごみの出し方について

～有害ごみは正しく出しましょう～

ガス缶・スプレー缶

各家庭から排出されるスプレー缶は「穴を開けず」に排出してください。ガス缶・スプレー缶は扱い方を誤ると大事故につながる恐れがありますので、下記ルールを守って廃棄してください。

また、やむなく中身が残った状態で廃棄する場合は、当センターまたお住いの役場へお問い合わせください。

【収集に出す場合】

- ①中身を使い切り、穴を開けずにガス缶・スプレー缶のみを透明もしくは半透明な袋に入れて出してください。
- ②無料で収集します。お住いの地域の「有害ごみ」の日に出してください。



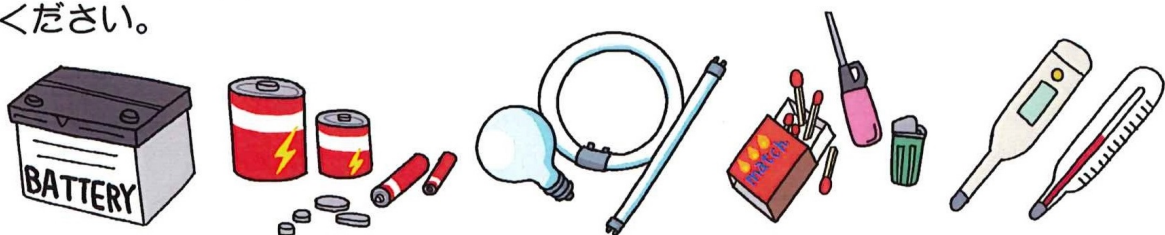
【直接搬入する場合】

- ①中身を使い切り、穴を開けずに搬入してください。
- ②受付時に「ガス缶・スプレー缶」であることを申し出てください。「有害ごみ」として無料で処理致します。
- ③ガス缶・スプレー缶は直接現場作業員に渡してください。

※事業所(飲食店、ホテルなど)から出るガス缶・スプレー缶は産業廃棄物です。収集に出せませんのでご注意ください。

電池、バッテリー、蛍光管、体温計、マッチなど

家電製品、健康器具、調理器具、時計、電動玩具などには「電池」が入っている場合があります。もう一度確認してから、決められた分別方法に沿って出してください。



※事業所から出る電池、蛍光管は産業廃棄物です。当センターでは事業所から排出される水銀含有物の受入が出来ません、事業者自ら専門業者に処理を依頼してください。

小型家電のリサイクルについて

家電リサイクル法(特定家庭用機器再生商品化法)で指定された対象機器以外の不要な小型家電製品は、専用のリサイクル回収ボックスに投入してください。料金は無料です。

【回収ボックス設置場所】

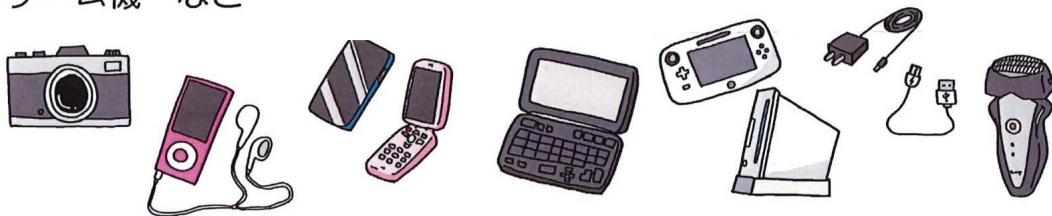
- 愛別町：役場玄関、総合センター玄関
- 上川町：役場庁舎内
- 当麻町：ふれあい交流センター「輝き」
- 比布町：役場玄関ロビー奥(階段下)



【主な回収品目】

- ご家庭の電気や電池で動く小型の製品

電話機、ファクシミリ、モデム、ルーター、携帯電話機、ラジオ、ビデオカメラ、DVDレコーダー/プレーヤー、ハードディスク、ゲームソフト、電卓、電子辞書、体組成計/体脂肪計、デジタル歩数計、電子ジャー、電気アイロン、電気ストーブ、ヘアードライヤー、電気かみそり、電動歯ブラシ、照明器具、電子時計、電気時計、ゲーム機 など



※携帯電話機等は個人情報流出防止のため、事前にデータの消去又は記憶媒体の破壊処理をお願いします。

「燃やせないごみ」「粗大ごみ」としても収集します。**【有料】**

小型家電には、「ベースメタル」といわれる鉄や銅、金や銀、そして「レアメタル」といわれる希少な金属など、様々な鉱物が含まれています。これまでは有効に活用されず、大半が廃棄物として埋立処分されてきました。

消費者が使用済みになった対象品目を「回収ボックス」に投入する事によって有用金属の再資源化、有害物質の適正処理、最終処分場の延命化が図られます。

小型家電のリサイクルにご協力をお願いします。